

「地産地消型 P P A（群馬モデル）」電力供給に関する協定書（案）

群馬県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

第 1 条 甲は、甲の所有する次の発電所（以下「本発電所」という。）において発電する電力及びその電力の保有する非化石価値の一部について、乙に供給し、乙は、買受けることを約する。

発電所名	所在地	最大出力 (kW)	発電形式
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

（供給電力）

第 2 条 甲は、電力について、甲と別途契約を締結する予定の小売電気事業者（以下「指定小売業者」という。）を介して乙に供給する。

- 2 甲は、本発電所に係る非化石価値（非化石証書（再エネ指定））について、電力とともに指定小売業者を介して乙に供給する。
- 3 供給先及び年間予定供給量は、別表のとおりとする。
- 4 供給期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日とする。
- 5 供給時間は、毎日 2 4 時間とする。ただし、本発電所から発電する電力は、常時変動するため、発電する電力量に対し、乙の電力消費量が上回る場合があるが、その際は、指定小売業者による甲以外からの電力を合わせて供給するものとする。
- 6 第 2 項の非化石価値について、電力との算定期限のずれ等により不足が生じた場合でも、第 3 項の年間供給予定量に達するまでは、指定小売業者から別途調達した非化石証書（再エネ指定）を供給する。

（電力料金）

第 3 条 電力料金及びその構成については、乙及び指定小売業者との協議において定めるものとする。ただし、本発電所で発電される電力に著しい不足がない場合、指定小売業者から供給する電力が第 2 条第 3 項の年間予定供給量に達するまでは、甲と指定小売業者が別途締結する契約の内容を基本とする。

(解約権)

第4条 乙は、電力料金の高騰等を理由に電力等を買受けることができない場合、甲に対し、別添様式により、本協定を解約することができる。ただし、乙が本項に基づき本協定を解約した場合、令和10年3月31日までは、甲の公告する同種の公募及び入札に参加することはできない。

2 乙は、前項の理由以外においても、甲との協議により、本協定を解約又は変更することができる。

(事業計画及び実績報告)

第5条 乙は、毎年度、地域貢献等に係る事業計画書を別添様式に基づき、各事業年度開始の月の末日までに甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の事業計画書について、乙に対し、必要に応じて意見を述べることができる。

3 乙は、事業計画書に基づいた実績報告書を別添様式に基づき、各事業年度終了後2か月以内に甲に提出しなければならない。

(協定の解約)

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、本協定を解約することができる。

(1) 指定小売業者が選定されなかったとき。

(2) 甲と指定小売業者との別途契約が解約となったとき。

(3) 乙と指定小売業者の電力需給契約が解約となったとき。

(4) 乙に協定について不正の行為があったとき。

(5) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の協定を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

(6) 乙が理由なく事業計画書に基づく事業が実施されていないと認められたとき。

(7) 乙がその他この協定書の条項に違反したとき。

2 乙は、甲がその他本協定の条項に違反し、是正の催告を受けてもなお是正しなかったときは、本協定を解約することができる。

3 第1項第2号から第7号又は第2項の理由により本協定が解約となった場合、本協定第2条に基づく指定小売業者から乙への電力供給は終了となる。

4 第1項第2号の定めにより、甲が本協定を解約することができる場合においても、甲が別に選定する指定小売業者を介して、本協定を継続し、乙が電力の供給を継続的に受ける場合においては、甲乙間において、当該継続的供給に係る協議に努めるものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ相手方の了解を得た場合を除き、本協定に関連して知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、本協定の期間終了後又は本協定の解約後においても同様とする。ただし、法令等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合はこの限りでない。

(協定の承継)

第8条 甲及び乙は、相手方の承認を得た場合でなければ、第三者に対し本協定に基づく権利又は義務を譲渡してはならない。

2 甲又は乙が第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの協定に関係ある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に文書によりその旨を通知し、相手方の承認を受けた上でなければ、本協定をその譲受者に譲渡してはならない。

(その他)

第9条 甲と指定小売業者との電力売却契約期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日を予定している。

2 本協定に定めのない事項又は本協定によりがたい事項が発生したときは、甲と乙とが誠意をもって協議し、その取扱いを定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県
群馬県企業管理者 成田 正士

乙